

研究奨励賞規程の改正と 2021 年度研究奨励賞の推薦募集

のお知らせ

ロシア・東欧学会事務局

2021 年 1 月吉日

ロシア・東欧学会会員の皆様

1 月に開催されましたロシア・東欧学会理事会（メール審議）において、研究奨励賞規程が改正されました。2021 年度から若手会員の会誌掲載論文だけでなく、会誌以外の学術誌に掲載された論文も本人または他の会員の推薦の上で選考対象となります。詳しくは、下記の要領と次ページの新・研究奨励賞規程をご参照の上、会員の皆様におかれましては若手会員の研究奨励のため、事務局まで奮ってご応募ください。

※2021 年度研究奨励賞応募要領

- (1) 2021 年 4 月 1 日時点で 40 歳以下の会員の論文で、2020 年 4 月 1 日～2021 年 3 月 31 日までに公刊された論文および掲載可とされた論文（公刊予定が 4 月 1 日以降でも可）を候補論文の対象とする。該当する会誌掲載論文は自動的に候補対象となる。
- (2) 他の学会誌等の掲載論文を候補論文として推薦（自薦、他薦）する場合は、推薦文（1200 字以内（A4 で一枚程度）・様式自由）と推薦論文の PDF ファイルを、2021 年 3 月 15 日までに事務局道上宛（jarees_office@yahoo.co.jp）メールで提出する。

研究奨励賞規程

1. 賞の目的と名称

若手研究者の研究を奨励する目的から、当該年度前年度に公刊された若手研究者による論文の中で、とくに優れたもの、研究の発展性が見込まれるものに対して、研究奨励賞を授与する。

2. 対象者

本学会に在籍する会員のうち、当該年度4月1日時点において40歳以下であり、本学会での活動を継続する見込みのある者を対象とする。

3. 受賞者の数

原則として、受賞者は当該年度1名とする。

4. 選考方法

会誌または他の学術誌に掲載された論文（掲載が決定したものを含む）を選考対象とする。他の学術誌に掲載された論文の場合には、本人または他の会員の推薦を要する。理事会で選任された5名からなる選考委員会が審査を行い、理事会が承認する。選考委員の任期は1年とするが、再任は妨げない。ただし、審査を行う時点において、選考対象者と同一組織に所属する者またはその指導教員は選考委員から除外される。

5. 表彰

原則として、表彰は研究大会時に行い、表彰状と副賞が授与される。

6. 受賞の取り消し

本規程に反する事実が判明した場合には、受賞を取り消すことがある。

7. 規程の改正および廃止

本規程の改正および廃止は、理事会の決定による。

附則 2017年10月21日改定、2018年4月1日施行。2021年1月20日施行。